

14 経済産業省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「経済産業省政策評価基本計画」(平成 18 年 3 月 31 日)及び 1 年ごとに定められる「経済産業省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に、政策評価が行われている(注1)。
- ② 政策評価の実施に当たっては、特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての「施策」を基本的な単位として評価が行われている。また、施策単位の評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価が行われている。
- ③ 基本計画で定めた施策を対象に、事前評価については毎年度、事後評価については、原則として 3 年から 5 年の間に一度、評価が行われている。

(注1) 評価書は、経済産業省ホームページで公表されている。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 9 件

- ① 施策名「技術革新の促進・環境整備」等 9 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、7 件(77.8%)である。
- ② 事業名「大学等技術移転事業費補助金(補助事業)」等 142 件の事業レベルの評価のうち、得ようとした効果が具体的に特定されているものは 42 件(29.6%)、把握された効果が具体的に特定されているものは 100 件(70.4%)である。
- ③ 経済産業省の評価実施要領において、事後評価は、原則として事前評価で定めた目標・指標に基づいて効果を検証することとされている。しかし、事業レベルの評価について、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調であるにもかかわらず、その原因等が明らかになっていないものがみられる。

(イ) 事業評価方式による事前評価 248 件

事業名「産学連携人材育成事業(委託)」等 248 件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは 75 件(30.2%)である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

- ① 実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行

うことが基本である。目標に関し達成しようとする水準については、平成19年度に比べて、数値化等により特定されている評価の割合が増加しているものの、より一層、数値化等により特定することが必要である。

- ② 事業レベルの評価について、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に特定しておくことや、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調である場合には、その原因等を明らかにすることが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、得ようとする効果を具体的に特定しておくことが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「経済産業省政策評価基本計画」(平成18年3月31日)及び1年ごとに定められる「経済産業省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている。なお、対象政策ごとに評価実施要領が定められている。

基本計画において、政策評価の実施に当たっては、特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての「施策」が基本的な単位とされている。

また、施策の成果(アウトカム)に着目して目標を設定し、その実現へ向けた具体的な取組や実施期間、最終的な実績・成果等を総合的に勘案して目標の達成度合いを評価する「実績評価」を行うことを基本とし、施策単位に基づく実績評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価を行うこととされている。

政策評価の実施に当たり、経済産業省の「ミッション」や政策の方向性、それらと施策の関係を明確にするために、政策・施策体系を6政策34施策に整理している。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-14-①のとおり、実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価が行われている。

事前評価の実施に当たっては、基本計画で定めた施策を基本的な単位とした評価と、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業について事業評価方式で評価が行われている。

一方、事後評価の実施に当たっては、基本計画で定めた施策を対象に実績評価方式で評価が行われている。評価の対象となる施策については、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行うこととされ、具体的な対象については、毎年度、実施計画において明らかにされている。

また、実績評価方式による評価に加えて、評価の対象となる施策の目標を実現するための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業の評価が行われている。

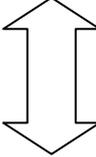
（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。

研究開発の評価は「経済産業省技術評価指針」、個々の公共事業の評価は「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」、規制の評価は「規制に係る事前評価に関する経済産業省政策評価実施要領」により行われている。

図表Ⅱ-14-①

経済産業省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル  事務事業 レベル	対象： 基本計画で定めるすべての施策 実施状況： 平成 14 年 11 月 78 件 15 年 9 月 79 件 16 年 8 月 73 件 17 年 8 月 75 件 18 年 8 月 34 件 19 年 9 月 34 件 20 年 9 月 34 件	対象： 基本計画で定めるすべての施策を対象とし、毎年度、 実施計画で定めるもの 実施状況： 平成 14 年 7 月 1 件 15 年 3～5 月 28 件 16 年 7 月～17 年 1 月 18 件 17 年 3～9 月 15 件 18 年 3～8 月 27 件 19 年 3～6 月 9 件 19 年 12 月 4 件 20 年 2～6 月 10 件	
	研究開発	事務事業レベル	(事前) 実施状況： 平成 14 年 11 月 52 件 (注3) 15 年 9 月 38 件 (注3) 16 年 8 月 36 件 (注3) 17 年 8 月 32 件 (注3) 18 年 8 月 9 件 19 年 9 月 14 件 20 年 9 月 72 件	(中間) 実施状況： 平成 15 年 3～4 月 2 件(注3) 15 年 12 月 ～16 年 4 月 6 件(注3) 16 年 2～8 月 8 件(注3) 16 年 11 月 1 件(注3) 17 年 6～10 月 25 件(注3) 18 年 4～8 月 7 件(注3) 19 年 12 月 4 件 20 年 2 月 10 件
義務付け 4 分野の政策	公共事業	事務事業レベル	(事前) 実施状況： 平成 14 年 11 月 4 件 15 年 9 月 4 件 16 年 8 月 4 件 17 年 8 月 7 件 18 年 8 月 3 件 19 年 9 月 7 件 20 年 9 月 8 件	(再) 実施状況： 平成 14 年 9 月 4 件 15 年 9 月 19 件 16 年 4 月 6 件 16 年 9 月 11 件 17 年 2～9 月 4 件 18 年 2～8 月 8 件 19 年 2～3 月 3 件 19 年 9 月 2 件 20 年 9 月 8 件
	規制	事務事業 レベル	(事前) 実施状況： 平成 15 年 3～4 月 3 件 16 年 10 月 2 件 17 年 1 月 1 件 19 年 10～11 月 5 件 20 年 1～12 月 19 件	(中間・事後) 実施状況： 平成 15 年 3 月 1 件 17 年 3 月 58 件 19 年 3 月 11 件 19 年 12 月 1 件 20 年 2 月 16 件
<p><特徴> 特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての施策を評価の基本単位としつつ、事前評価については毎年度、事後評価については3年から5年に一度評価を行っている。施策の評価に加え必要に応じて個別に事業レベルでの評価を行う仕組みとしている。</p>				

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
3 経済産業省の政策評価の単位である施策の件数を記載した。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付されてきた9件（注2）を審査の対象とした。

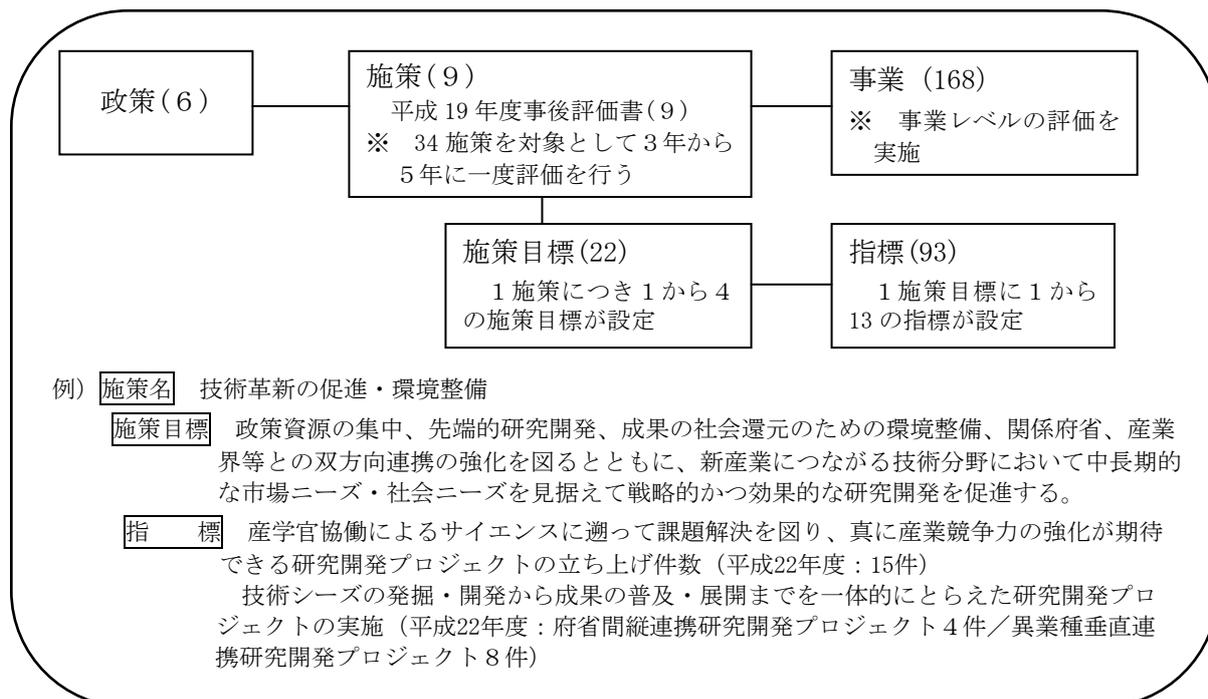
（注2）総務省に送付された10件の評価書のうち、政策の特性上、独自の評価方法により評価が行われている通商政策に関する評価書（1件）を除いた9件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる施策は、図表II-14-②のとおり、施策ごとに施策目標が設定され、その下に達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした9件には、一つの施策目標の下に1指標から13指標が設定され、合計で93指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された指標の測定結果に基づき施策単位で行われている。

図表II-14-② 経済産業省における実績評価方式による評価の基本構造



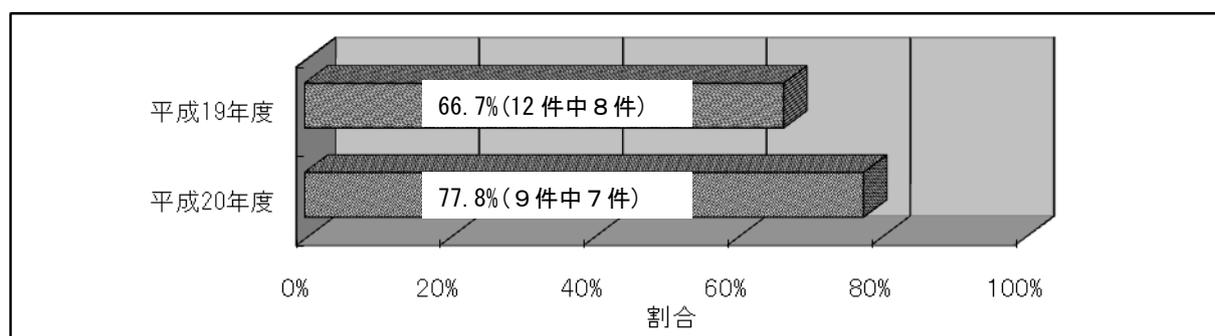
（注）経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－14－③のとおり、77.8%（9件中7件）であり、平成19年度の66.7%（12件中8件）と比べて増加している。

図表Ⅱ－14－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業レベルの評価

(審査の対象)

事業レベルの評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された142件を審査の対象とした。

(評価の取組状況)

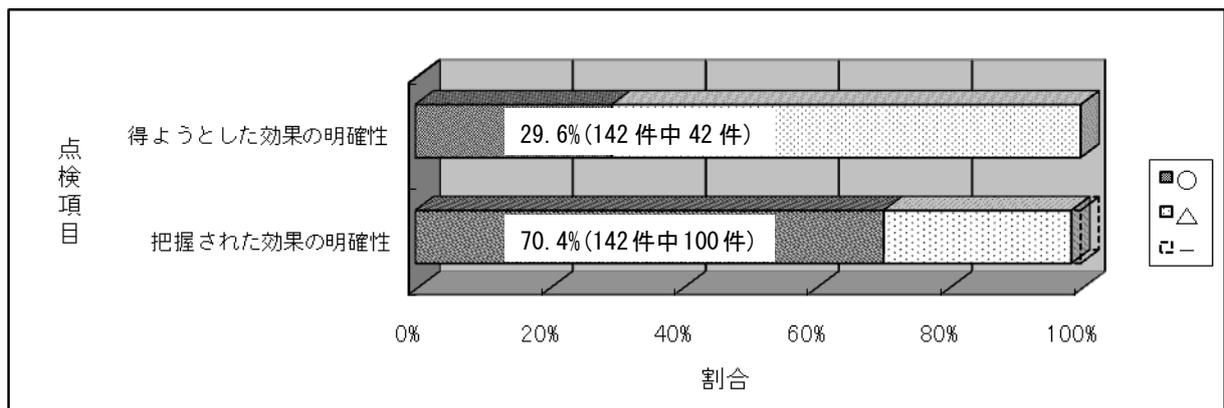
経済産業省では、必要に応じて、評価の対象となる施策の目標を実現するための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業の評価が行われている。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策分野を構成する個々の事業にまで掘り下げた評価・検証を行う場合においては、当該事業により得ようとした効果について、その状態を具体的に特定することや、得ようとした効果が実際に発現しているのかを明らかにしておくことが求められている。

しかし、図表Ⅱ－14－④のとおり、得ようとした効果が具体的に特定されているものは142件中42件(29.6%)であり、把握された効果が具体的に特定されているものは142件中100件(70.4%)である。

図表Ⅱ－14－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業レベルの評価）



(注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

経済産業省の評価実施要領において、事後評価は、原則として事前評価で定めた目標・指標に基づいて効果を検証することとされている。

しかし、事後評価のうち、事業レベルの評価についてみると、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調であるにもかかわらず、その原因等が明らかになっていないのがみられる。

(ウ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付されてきた34件の施策レベル及び328件の事務事業レベルの政策評価のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制の評価を除く248件（事務事業レベル）を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようと

する効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

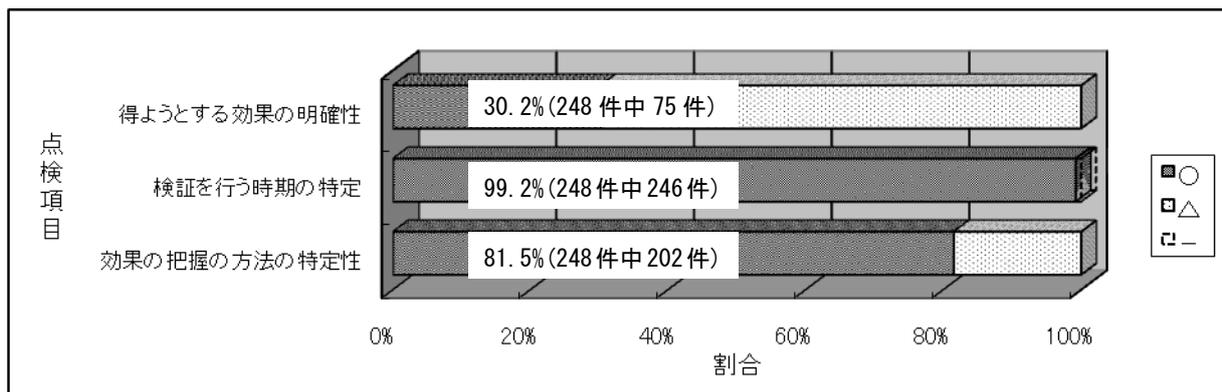
得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－14－⑤のとおり、248件中75件(30.2%)である。残りの173件(69.8%)については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点－)

事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った事業について、効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期を事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期が特定されているものの割合は、図表Ⅱ－14－⑤のとおり、99.2%(248件中246件)であり、平成19年度の1.6%(62件中1件)と比べて増加している。

図表Ⅱ－14－⑤ 共通の点検項目別の審査結果(事業評価方式による事前評価)



(注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策(施策や事業)について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は、当該政策(施策や事業)の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達

成度合いを評価することが基本である。目標に関し達成しようとする水準については、平成 19 年度に比べて、数値化等により特定されている評価の割合が増加しているものの、より一層、数値化等により特定することが必要である。

また、事業レベルの評価について、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に特定しておくことや、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調なものについては、その原因等を明らかにすることが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

当該政策の必要性が認められるためには、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことが望まれる。